



2024/10/16 17:40 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年7月22日	不動産番号	1836000038406
地図番号	余白		筆界特定	余白	
所 在	豊田市喜多町四丁目				余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
45番	宅地	2225:05		余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項	
			:	の規定により移記	
			:	平成11年7月22日	
45番1	余白	2270:90		③錯誤	
			:	①③45番1、45番2に分筆	
			:	〔令和6年10月16日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和29年9月21日 第3760号	原因 昭和29年8月10日売買 所有者 拳 母 市 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年7月22日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。